

ガイドライン案に対する意見とその対応

パブリックコンサルテーションを5回（東京2、大阪、名古屋、北九州と沖縄合同）開催し69名（男性45、女性24）が参加した。また、メールで27通のコメントの提出があった。意見とその対応は以下の通り。

No	意見	対応
1	ガイドライン2次案の後に、再度パブリックに意見を問う機会を設ける必要がある。	第3回以降のフォローアップ委員会は当日参加者の出席と発言を認めていますので、公開により2次案の意見聴取に対応いたします。
2	全体で、JICAとコンサルタントを書き分ける必要がある。	コンサルタントはJICAの業務管理下にありますので、案の通りとします。
3	透明性が確保された議論を評価する。	今後もガイドライン改定の議論は透明性を確保して行います。
4	ガイドラインを適用するに際してのテキストが必要。	JICA職員を対象にした執務参考資料を作成する予定です。
5	「協力事業を通じて」との表現がわかりにくい。「協力事業によって」なのか、「協力事業全体にわたって」なのか、どちらにしてもわかりにくい。	該当する箇所毎に、意味が明確となるよう表現を工夫いたします。
6	環境社会配慮の主体者は相手国政府としている一方、JICAは相手国政府と共同で行うという表現があり混乱を招く。	環境社会配慮の主体者は、JICAではなく相手国政府です。JICAは相手国政府を支援しますので、その際はJICAが単独で行うのではなく相手国政府と共同で行うという趣旨です。
7	パブリックコンサルテーションは、日曜日の開催も検討する必要がある。また、開催日時の早期連絡、議事録の公開、結果の委員会への反映が必要。	今次パブリックコンサルテーションでは、5箇所を選定し社会人の参加も可能となる時間の工夫をいたしました。日時については、さらに多くの方が参加できるように今後工夫いたします。パブリックコンサルテーションの議事録は公開し、結果はフォローアップ委員会の議論の際参考いたします。
8	北九州市のパブリックコンサルテーションは、事前の告知期間が極めて短く大きな遺憾である。今後は、最低1ヶ月の告知期間をおき、一般市民が容易に知ることの出来る方法で十分な告知をした後に開催していただきたい。	北九州市の場合は、追加でセットしたため、お知らせする時間は短くなりました。今後は、早期にお知らせをするように努めます。
9	JBICガイドラインと一本化することが望ましい。根拠 非援助側としてJICAでもJBICでも同じ日本である。	ガイドラインは各組織の行動指針であり、独立したものとならざるを得ませんが、JBICとの密接な連携確保が必要ですので、整合性の確保に努めました。
10	場合によっては、環境社会配慮調査部分を、新しく発足する「環境室」や環境女性課等から発注したほうが、環境社会配慮業務が確保されると考える。また、「環境室」等が、予期しない事態への対応や必要な（諮問）委員会活動のためや、予期できない工程・作業量の変更に对应できるよう十分な予算を確保することが必要。	環境社会配慮調査部分を他の調査部分と契約を分ける予定はありません。調査の工程や作業量に関する予算は事業部が所管いたします。必要な委員会活動のための予算は準備いたします。
11	JICAと同様の事業を行っている関連機関や外務省の無償資金協力などに関しても、同様のガイドラインの適用が行われるよう、関係省庁とも連携しつつ積極的な働きかけを行っていただきたい。	同様のガイドラインの適用が行われる際には、JICAは協力いたします。
12	平成16年度から開発調査と技術協力プロジェクトを一体化した課題部を作り、プログラム・アプローチを導入するそうですが、これによって審査はプログラムごとになるのでしょうか？このガイドラインでは、開発調査、技術協力プロジェクト、無償資金協力のための事前の調査を対象としていますが、プログラム・アプローチになった場合はどのように審査するのでしょうか？	平成16年4月に課題部を設置し、課題部が開発調査と技術協力プロジェクトを担当することになります。その趣旨は両スキーム間の連携をとって効果・効率的な事業を実施するという事です。スキームとしては開発調査と技術協力プロジェクトは現行のとおり存続します。プログラム・アプローチの場合でも各スキームは存続しますので、ガイドラインにしたがって環境社会配慮の手続きを行います。

No	意見	対応
13	平成16年度から円借款の要請があがっている案件に対して、JBICと連携したフィージビリティ調査を行うようですが、JBICとの連携フィージビリティ調査については、このガイドラインに規定されていません。	円借款を意識したJBICの要望の強いフィージビリティ調査を行うという趣旨です。その場合でも、他のフィージビリティ調査と同様にガイドラインにしたがって、環境社会配慮の手続きを行います。
14	序論 「資料・議事録の公開のみならず、当日参加者の発言や意見提出を認めるなど公開性の高い方法で」を挿入。 根拠 改定のプロセスが、透明性の高い方法で行われたことは良い評価に当たることであり、今後もこのようなやり方が他で参考にできるように、序論で述べる必要があると考える。	意見を参考に修正します。
15	序論 「JICAは、日本政府に対して環境社会配慮が不十分な協力事業が計画決定、もしくは実施にいたらないように責任を持って、その中止を含め提言を行う」を挿入。 根拠 環境社会配慮を行わしめる最も有効な方法は、そもそも「環境社会配慮のない事業計画」を決定させないことであり、まず第一に日本政府に対して提言を行うべきものである。	政府と実施機関の役割分担により、決定は外務省が行います。
16	序論 ガイドラインの対象は、相手国政府にとどまらず、日本国政府でもあることを明示すべき。 根拠 本ガイドラインでJICAが相手としているのは、相手国政府のみならず、日本国政府も対象となる。	協力事業を通じて適切な環境社会配慮の実施を促す対象は、相手国政府です。
17	序論に、JICAの説明(日本政府との関係や事業内容)を加える。	JICAの説明を加えます。
18	1.1理念のアジェンダ21の言及に、3.2の「資源の保全と保護に主な重点を置く環境政策が、生計を資源に依存する人々に十分な配慮が行われることが必要である。」「貧困、開発と環境の問題に同時に立ち向かっていくための効果的な戦略においては、まず資源、生産と人々に重点が置かれ、さらに人口問題、保健と教育の向上、女性の権利、若者と先住民・地方の共同体の役割、より良い統治を伴う民主的参加が含まれる必要がある」に言及すべき。 根拠 資源面の言及に偏っており、社会面での言及がない。	アジェンダ21の9.12(b)を環境影響評価の促進に焦点をあてて言及しました。ご指摘の内容は、2.3の「環境社会配慮の項目」と2.7の「社会環境と人権への配慮」に反映されていると考えます。
19	1.1理念の世界人権宣言の「人権及び自由を尊重し確保するために」を「人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を確保するために」に修正。また、「世界人権宣言の遵守がガイドラインの前提であることを明記し、本ガイドラインは世界人権宣言といった国際的な人権基準の遵守を前提とする」を追加。	世界人権宣言や国際的な人権基準の遵守が前提との表現は、法的拘束力が有する条約の遵守も含まれますので、JICAは言及する立場にないと判断します。
20	1.1理念の政府開発援助大綱の前に、「日本国憲法は、その前文において、「われわれは、全世界の国民が、等しく恐怖と欠乏からのがれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」としている。また、」を挿入。 根拠 日本における確固たる法的根拠であるなら、憲法に求めるべきもの。他国との対等な関係を規定した部分に根拠を求めるべき。大綱は日本国法の法的根拠として正当とはいえない。	環境社会配慮に焦点を当てた政府の枠組みに言及することが適当と判断します。

No	意見	対応
21	1.1 日本の政府開発援助大綱は、「社会的弱者の状況、開発途上国内における貧富の格差及び地域格差を考慮するとともに、ODAの実施が開発途上国の環境や社会に与える影響などに十分注意を払い、公平性の確保を図る。」とともに、「特に男女共同参画の視点は重要であり、開発への積極的参加及び開発からの受益の確保について十分配慮し、助成の地位向上にいつそう取り組む。」ことを基本方針として定めている。」に変更すべき。	意見を参考に修正します。
22	1.1 理念の「ODAの実施にあたっては、・・・」に「また、世界銀行などの多国間援助機関は、非自発的住民移転、ジェンダー、先住民族等社会面に関するガイドラインの作成と運用を行っているほか、ガイドラインの政策遵守を問うインスペクション制度を有する。」に言及すべき。	JICAは二国間の技術協力を担当する機関であり、世銀などの多国間援助機関とは業務や体制が異なります。
23	1.1 「説明責任及び効率性」を「その責任（・）能力に応じた説明責任」に修正。 根拠 本来、環境社会的懸念の説明責任は、破壊・負荷の可能性を与えるものが立証すべきものである。当分の説明責任と解釈されると、本来被害者である立証能力の低い個人または弱小組織の重大な指摘が排除されかねない。効率性の悪さを理由に、誰も指摘できなくなる危険性が高い。誰が本来立証すべきかの言及なく、効率性を条件に入れるのは、アンフェアである。	説明責任と効率性については、次のパラグラフで関係政府機関の説明責任が強く求められています。
24	1.1 「ステークホルダーの意味ある参加」の注釈を加える。	双方向のコミュニケーションがあって、ステークホルダーの意見が適切に計画に反映されることを意味しています。
25	1.1 「責任を持った発言」を削除、もしくは「発言の主旨が一部のものの利権誘導でないこと」に修正。 根拠 重大な指摘が排除されかねない以上に、より被害を受ける可能性があるものの発言が制限されかねない。	他の関連する意見も参考に修正します。
26	1.1 「責任を持った発言」を「他のステークホルダーも、真摯な姿勢での発言が求められる」などに修正。 根拠 「責任を持った発言が強く求められる」と限定されてしまえば、拡大解釈が行われ発言の内容まで拘束されかねない。一方、予想しうる被害は、なるべく自由に発言した方が、事前の対処できる可能性があり、結果としてリスクを回避できることもありうる。重要なのは、それぞれの立場から真摯に考えた上での発言であるはずだ。	他の関連する意見も参考に修正します。
27	1.1 「あわせてその他ステークホルダーは、真実を基にした発言が求められる。また、その他ステークホルダーは発言の責任を問われることはない。」に修正。	ステークホルダーの発言にも責任はあると考えますが、他の関連する意見も参考に修正します。
28	1.1 ステークホルダーは「責任を持った発言を強く求められる」とあるが、抑圧的な状況では匿名性がないと身の安全に脅威が及ぶことがあり、むしろ保護することが必要な場合も十分考慮すべき。また、開発に関する「事前に、十分な情報を与えられた上での、自由意志による合意」を特に負の影響を受ける可能性のある人々の権利として認めるべき。	抑圧的な状況下では、安全性に配慮する必要があります。他の関連する意見も参考に修正します。

No	意見	対応
29	1.2目的の相手国政府の前に「日本政府に対しては、環境社会配慮が不十分な協力事業が計画・実施されないように責任を持って提言を行い、また」を挿入。 根拠 15番と同じ。まずは、日本政府の環境関し・監視を行うことが、第一義である。独立行政法人であるなら、日本国にも相手国にも対等に提言・助言すべきものである。	JICAの責任範囲は環境社会配慮の観点から外務省に提言を行うことであり、JICAの提言を参考に協力事業の実施の可否の決定を外務省が判断します。
30	1.2相手国政府のみならず日本国政府をも対象とする表現に修正。 根拠 本ガイドラインでJICAが相手としているのは、相手国政府のみならず、日本国政府も対象となる。	ガイドラインの対象は、相手国政府です。
31	1.3定義の1 自然への影響の後に、「地球環境」を挿入。 根拠 地球環境は独立して検討されるべき。自然への影響の延長線上にある影響と考えるべきものではない。	地球環境は意味が広く、具体的な項目は案に記載されています。
32	1.3定義の1 「先住民族等の人権の尊重」を「女性、少数民族、先住民族等、社会を構成する多様な人々の人権の尊重」又は「女性、少数民族、先住民族、マイノリティ・グループ等の人権の尊重」に修正。 根拠 先住民族等でまとめてしまうのはあまりにも乱暴ではないか。社会を構成する人々の中の特に配慮を必要とする人々、特に女性、少数民族（さらに丁寧に表現するなら子供、貧困層）等できるだけ具体的に例示することが、ガイドラインを誰からも誤読されずに、適切に運用されるものにするために重要だと考える。	社会的弱者を含んだ多様な人々の人権への配慮が重要と認識します。先住民族等の人権の尊重は、多様な人々の人権の尊重を含んでいます。また、「環境社会配慮」の定義はJBICガイドラインの定義と同じ表現としており、両方のガイドラインの整合性を確保する点からも案のとおりといたします。
33	1.3定義の1 「・・非自発的住民移転、貧困層や先住民族をはじめとするあらゆる人々の人権の尊重・・」に修正。	同上。
34	1.3定義の1 「その他の社会への影響」には、先住民族等が有する言語、文化、信仰を含むと考えてよいか？	その他の社会への影響は、2.3に記載のある社会配慮の項目を指します。
35	各先住民族集団の民族的または文化的な独自性を認めるならば、indigenous peoples と human rights と複数形で統一する。	意見を参考に修正します。
36	1.3の4 「その影響を回避・低減」の前に「計画の中止を含め」を挿入。 根拠 案の定義だと、「計画実行を前提とした、軽減措置しか取れない」と解釈されかねない。「計画中止を含めた、回避措置」が提言できることを明言すべきである。	計画の中止は影響が回避できない、代替案を講じることが出来ないなど、検討された後に出てくると判断します。
37	1.3の4 環境社会配慮調査を定量的に行うとあるが、特に社会環境はどのようにするのか？ステークホルダーとの協議で合意することがより重要。	比較や検証が行いやすいよう定量的評価が望ましいですが、困難な場合は定性的評価を行います。
38	1.3の4 委員会提言の通り、JICAが行う環境社会配慮調査と、相手国政府が行う環境影響の評価を区別して記述・表現すべきである。	JICAによる調査は「環境社会配慮調査」、相手国政府の制度は「環境影響評価」と区別しています。
39	1.3の10 「ステークホルダー」とは、事業対象地に居住する住民を、「ステークホルダー」とは、事業対象地及び事業の影響を受ける土地に居住する住民に修正。 根拠 対象地外ではあるが事業の影響を受ける土地に住む人をステークホルダーに含めることは当然必要である。	事業の影響を受ける土地に居住する住民もステークホルダーの対象に含めます。
40	1.3の10 「事業対象地に居住する住民」では限定されすぎている。直接及び間接に影響を受ける住民をカバーすべき。	影響を受ける住民を含めます。

No	意見	対応
41	1.3の10 「ステークホルダー」とは、事業に直接及び間接的影響を受ける事業対象地とその近隣に居住する住民(いわゆる「不法居住者」と呼ばれている住民を含む)、協力事業に知見・・・に修正。 根拠 差別的なニュアンスを持った不法居住者という呼称をそのまま使うことに抵抗感を感じる。	影響を受ける住民を含めます。また、不法居住者の表現を検討します。
42	1.3の10 「現地で活動している」を削除、若しくは「現地で活動しているNGO」の後に、「環境や社会的配慮の見地から、意見を有するNGO等」を挿入。 根拠 「現地で活動している」と限定されてしまえば、専門性は高いが現地に活動拠点を持たない環境NGO等が排除されてしまう。また、地球的規模で対処した方が良い選択がありうる。現地に拠点がないNGOにとっては、情報やデータが入手可能であるなら、現地に直接活動の拠点がなくても、懸念の可能性や適切な提言が可能である。	相手国で行うステークホルダーとの協議に参加できる方を想定し、「現地で活動している」との表現にしましたが、ステークホルダーと現地ステークホルダーの区分を記載する方向で修正します。
43	1.3の10 ステークホルダーの定義の範囲が狭い。	他の意見も参考に修正します。
44	1.3の10 「・・・協力事業に知見もしくは意見を有するNGOや研究者を含む市民社会(civil society)、関係する産業団体、及び関係する政府機関(中央及び地方の機関)等をいう」に修正。 根拠 ステークホルダーの意味は一般的に、「当該計画もしくは事業により何らかの影響を受ける者、もしくはその実現可能性に対して影響を与えられる者」を指し、現地で活動しているとは限らない。	ステークホルダーは、現地で開催するステークホルダーとの協議に参加できる方を想定しましたが、他の意見も参考に修正します。
45	1.3の11 国際約束の定義を削除し、委員会提言の通り、「外務省が要請を採択し、JICAに実施の指示が来た段階」とするべき。	独立行政法人化に伴い、変更となった業務の流れに基づき「国際約束」という表現を用いています。
46	1.3の12 フォローアップの定義の記載を、3.7の記載と入れ替える。	定義の記載としては、案の方が適切と判断します。
47	1.3の16 EIAレベルの調査には法的な手続きを含むのか？	法的な手続きは含みません。相手国とJICAの作業分担を双方で合意することにより、法的手続きがJICA調査に含まれないことを明確にします。
48	1.3の17 IEEレベルの調査は現地再委託の対象となるか？既存調査の蓄積の違いによりレベルに相当な差が生じる。	IEEレベルの調査内容次第ですが、現地再委託の対象になると思います。既存資料や現地の有識者への質問等を行い、一定レベルの成果を出す必要があります。
49	1.3 定義に連携D/Dと基本設計調査(B/D)の定義を加える。 根拠 定義がないため理解がしにくい。	連携D/Dと基本設計調査の説明を加えます。
50	1.3 定義に「参加」とは、性別、民族、階層、政治的立場等にかかわらず、あらゆる人が自由かつ平等に意見が出せる場が創出されることを言う、を挿入。 根拠 開発の成功の鍵が参加にあるといわれながら、いまだ実効的な意味合いを持たずにいるのは、参加という言葉だけが踊って形骸化している現実がある。参加の定義を明確に記す。	1.4の重要事項5で「ステークホルダーの参加を求める」で「参加」に言及しています。
51	1.3 委員会の提言の通り、「意思決定」に関する定義を記述するべきである。	2.8にJICAの意思決定を記載しています。
52	1.4 10行目の「外務省に提言を行う」を「日本政府に提言を行う」に修正。 根拠 JICAやNGO等の提言は、日本政府が責任を持ってその取り扱いを行うべき。日本政府の中でどの部署が取り扱うかは、日本政府の問題であって外部のものとの関知する問題ではないはずである。	意思決定の仕組みとして、JICAが提言を行うのは外務省です。
53	1.4の重要事項1 「経済的な影響については、非貨幣経済的影響を十分な調査と配慮を行う。」を挿入。	非貨幣経済的影響は、社会影響に含まれます。

No	意見	対応
54	1.4の重要事項2 「早期段階」を「最も初期の段階」に修正。 根拠 文言のあいまいさは、解釈によって対応のばらつきを生み出しかねない。文言をより厳格に定義することが望ましい。	両方の表現とも意味するものは同一と判断されません。
55	1.4の重要事項2 戦略アセスメントの考え方を委員会提言に基づき、十分反映させることが重要である。	委員会提言の重要事項2「早期段階からの環境社会配慮の確保」を踏まえています。
56	1.4の重要事項5 「ジェンダーに公平な幅広い参加」、「ステークホルダーが十分発言できるような環境を整える」を追加。	「意味ある参加」にご意見の趣旨は含まれていません。
57	1.4の重要事項5 ステークホルダーが参加する時点はどこか？スクリーニングの時点での参加は想定されているのか？	スコーピングの段階からステークホルダーが参加することを想定しています。スクリーニング段階ではステークホルダーとの協議は行いませんが、カテゴリ分類とその理由は情報公開します。
58	1.4の重要事項5 「現地で活動しているNGO」の「現地で活動している」を削除。 根拠 42番と同じ	42番と同じ。
59	1.4の重要事項5 「参加するステークホルダーは、責任を持った発言を強く求められる。」を削除。または、「参加するステークホルダーは、真実に基づいた発言が求められる。会議後、発言の責任を問われることはない。」に修正。	他の意見も参考に修正いたします。
60	1.4の重要事項5 「参加するステークホルダーは、責任を持った発言を強く求められる。」を「他のステークホルダーも、真摯な姿勢での発言を求められる」などに修正。	他の意見も参考に修正いたします。
61	1.4の重要事項5 ステークホルダーとの協議により発生する事態にフレキシブルに対応する予算面や工程面に対するJICAのバックアップが必要。	ステークホルダーとの協議に関しては、ファシリテーターの配置が重要と認識しています。ステークホルダーとの協議への支援に必要なコンサルタント経費や工程は状況に応じて検討します。
62	1.4の重要事項5 「現場に即した環境社会配慮の実施に向けた適切な合意の形成のために」、「参加するステークホルダーは、合意形成に向け協議の円滑な運営に最大限の協力を求められる」に修正。 根拠 環境社会配慮の実施が最終目標であり、その過程として適切な合意の形成が必要。発言者個人に過度の責任を負わせないことが逆に合意形成を推進させる。ステークホルダーには合意形成に向け協議の円滑な運営に最大限協力する義務がある。	環境社会配慮の実施と適切な合意形成との関係については、少数意見の立場が弱くなるとの指摘もあり、案のとおりといたします。「責任を持った発言」については、有益なコメントありがとうございました。ただし、「最大限協力する義務がある」については議論があると思います。
63	1.4の重要事項5 「事業に直接及び間接的影響を受ける事業対象地とその近隣に居住する住民(いわゆる「不法居住者」と呼ばれている住民を含む)」に修正。	他の意見も参考に修正いたします。
64	1.4の重要事項6 「相手国政府の協力の下」を削除。	JICAのみの判断で情報公開を行うのではなく、相手国の同意が前提となります。
65	1.4の重要事項6 「相手国政府の協力の下」を削除し、文末に「JICAは、情報公開に対する相手国政府の協力が得られるよう日本及び相手国政府に影響力を行使する。」を追加。 根拠 相手国政府の協力がなければ情報公開ができないと解釈されかねない。情報公開を前提に協力を行うべきものである。JICAは日本政府にも情報公開に協力せしむる責任があるのである。	JICAは、相手国の協力を得られるよう協議を通じて働きかけますが、「影響力の行使」ではありません。
66	1.5 環境社会配慮のどの部分を誰が責任を持つのか明示する必要がある。また、情報公開で増える業務や環境社会配慮調査に関連する賠償責任などのケースにコンサルタントが多くの責任を負うのは負担が大きい。	1.5のJICAの責務に記載される項目は、JICAが責任を有します。コンサルタントとJICAの責任は、契約書で明示します。

No	意見	対応
67	1.5の1「JICAは、日本政府に対して環境社会配慮が不十分な協力事業が計画決定、もしくは実施にいたらないように責任を持って、その中止を含め提言を行う。」を挿入。 根拠 15番と同じ。	JICAの責任範囲は環境社会配慮の観点から外務省に提言を行うことであり、JICAの提言を参考に協力事業の実施の可否の決定を外務省が判断します。
68	1.5の3環境アセスメントは事業者が実施するのが原則であるため、「相手国と共同して環境社会配慮調査を行う」ことは検討が必要。	JICAの支援として、環境社会配慮調査を相手国と共同して行うという趣旨です。
69	1.5の3 委員会提言の「相手国と共同して、協力事業の環境社会配慮調査を行い、対象プロジェクトにおける適切な環境社会配慮を提示する。」に修正。	委員会提言を踏まえ、記述しました。
70	1.5の7 相手国の人材が不足している場合、人材育成を行うのか？また、JICA側の人材育成の予定はあるのか？	環境社会配慮調査の実施を通じた相手国の人材育成を行います。その他技術協力の要望があれば積極的に対応することを検討します。JICA職員や関係者を対象としたガイドラインの研修にすでに着手しています。
71	1.6の3「相手国の公用語又は広く使用されている言語」の「又は」を「及び」に修正。 根拠 言語が多様な地域においてステークホルダーの参加を促すには、公用語と広く使用されている言語の両方が必要。	「公用語又は広く使用されている言語」で対応が困難な場合は、個々に対応することが現実的と判断します。
72	1.6の4 相手国政府に求める要件を相手国が了承できない場合は、プロジェクトの実施を行わないという文言を入れる必要がある。	相手国が要件を受け入れるよう働きかけることが重要です。
73	1.7 第一文の後に、以上スキームによって派生してきた事業については、本ガイドラインを援用する、を追加。 根拠 マスタープランから実施に向かいだした事業や、派遣専門家が従事する当該国の公共事業などについても、ガイドラインの効力をより広範囲に用いる必要がある。	対象のスキーム他においては、ガイドラインの関連部分を尊重します。
74	1.8緊急時の措置 明らかに人命に重大な影響を及ぼす場合に限るべきである。「紛争後の復旧・復興」は不適切である。紛争後は内部対立などが残っており、「2.7社会環境と人権への配慮」がより重要である。また、開発調査と技術協力プロジェクトは緊急時の措置は必要ない。「緊急無償(一般無償などではない)の場合で、かつ自然災害の救援など、ガイドラインの手続きを全て遵守すると明らかに人命に重大な影響を及ぼす場合」と限定すべき。また、「緊急時においてもカテゴリ分類は必ず実施し、カテゴリAについては緊急時の例外措置を認めないことを原則とする。その上で、審査諮問委員会は(1)緊急時に相当するかどうか、(2)カテゴリ分類は適切かどうか、(3)ガイドライン手続きのどの部分を簡略・省略できるか、(4)簡略した手続きに沿った調査等が適切に実施されているか、(5)調査結果を受けて支援を行うべきかどうか、(6)支援する場合の留意点・モニタリングの方法をどうすべきか、について検討を行い答申する。答申の内容とそれに対するJICAの対応については、情報を公開する」を追加。	復旧・復興支援全てが緊急時の措置を適用することは想定していませんが、緊急性の高いものは存在すると考えます。ご意見を参考に、表現を工夫します。
75	1.8 緊急時の措置の場合でも協力事業のニーズをJICAとして把握する必要がある。	協力事業のニーズの把握については、緊急の場合でも実施しています。
76	1.8 緊急時の措置で、カテゴリAとBは含めるべきではない。	緊急時の措置の対象は、個々の事業毎に検討すべきと判断します。

No	意見	対応
77	1.8 緊急時こそ特に社会配慮の必要性が高いと考える。緊急時であることを理由として、十分な社会配慮の行われないうまま実施されるのであれば逆に紛争や混乱の火種になることが強く懸念される。再度時間をかけて十分な議論を重ねたうえで、困窮した事態を引き起こさないような十分な手続き、制度が設置されるべきである。	復旧・復興支援全てが緊急時の措置を適用することは想定していませんが、緊急性の高いものは存在すると考えます。緊急時の場合は、個々の協力事業毎に審査諮問機関に諮問いたします。
78	1.8 緊急時の支援が加えられたこと、及び紛争影響への配慮が含まれていないことは大きな問題。「緊急時の措置」はガイドライン案に含めるべきではなく、「開発援助が、被援助国・地域における紛争や軍事政権による住民への抑圧的な状況を助長しないよう、平和に与える影響への配慮に留意する」という紛争影響・平和への配慮を行うという文言を含めるべき。	緊急時の措置では、ガイドラインの手続きの一部を省略することを想定しています。紛争影響・平和への配慮は、2.7の1に関連する記述があります。
79	1.9の普及の記述を具体的にする必要はある。また、ガイドラインは、JICAと改定委員が複数で説明することが望ましい。	意見を参考に修正します。改定委員の協力が得られれば、複数で説明することも検討します。
80	1.9 ガイドライン制定後は勉強会や講習会を開く必要がある。	相手国政府や日本国内の関係者を対象にガイドラインを説明する機会を設けます。
81	2.1の「情報公開」を「情報公開と説明責任」に修正。根拠 情報公開では不十分で、内容の質問に対する回答義務等、被害の可能性の程度を予測し、当該地域の人々に理解されていることの確認が必要である。「積極的に情報公開を行う」だけの表現では、当該地域の人々が理解された上で、事業が進行しているのか確認が取れない。	説明責任については、1.4の重要事項4で言及しています。
82	2.1 情報公開に関しては、影響を受ける住民が協議の日時や場所、資料の入手場所を知ることができるような仕組みが望まれる。	影響を受ける住民が情報や資料にアクセスできるよう、協力事業毎に地域の状況に合った情報公開の方法を工夫します。
83	2.1 情報公開へのアクセスを促進するように、JICAホームページの工夫が必要。	ホームページはわかりやすく工夫します。
84	2.1 JICAでの情報公開、相手国の情報公開に関する資料は、調査団が作成することになるのか？情報公開をするための業務量を特別に計上することが必要。	情報公開の対象となる資料は、調査で作成される各段階の報告書を想定しており、報告書の作成に加えて新たな業務は特に発生しないと考えますが、当初想定されていなかった業務が発生する場合は、状況に応じて検討します。
85	2.1 情報公開は事業者が実施するのが原則であり、ステークホルダーとの協議をあわせてJICAの役割が大きすぎる。特に、7,8,9は本来的に相手国が実施すべきもので、場合によっては相手国の自主性を損なう可能性もある。	情報公開は、ご指摘の通り本来相手国政府が主体的に行うものですが、一方JICAも自ら情報公開いたします。情報公開の支援の枠組みを相手国と合意した上で、7,8,9をJICAが実施します。
86	2.1 情報公開やステークホルダーとの協議は、事業者がもっと主体的に対応するべきで、JICAが主体となって行う情報公開やステークホルダーとの協議は最小限にとどめるべき。ガイドラインに示された内容の実施を相手国に求めるほうが良いと考える。事前調査の段階で、情報公開、ステークホルダーとの協議の実施について、JICAの関与を決定すればよい。	情報公開とステークホルダーとの協議の主体者は、相手国政府であり、相手国の状況に応じてJICAの関与の程度は変わります。
87	2.1 適切な環境・社会配慮を確保するために、「関連レポート(インテリムレポート等を含む)の情報公開」と、「ステークホルダーとの協議」は根本的、かつ不可欠なものである。委員会提言に基づき、最大限ガイドラインにおいても明確に記述することが必要。	委員会提言を踏まえてガイドライン案を作成しました。インテリムレポートを含む関連レポートは、手続きに従って情報公開の対象となります。また、ステークホルダーとの協議は重要と認識しています。
88	2.1の1と2の順番を逆にする必要はある。JICAが自ら情報公開を行うことが先である。	原則は相手国政府が情報公開を行うことです。JICAの役割は相手国の情報公開を支援することです。

No	意見	対応
89	2.1の2 委員会提言の通り、「本ガイドラインによって対象プロジェクトの特性に応じた適切な方法で自ら情報公開する。」に修正。	JICA自身の公開は、ウェブサイト上で行うことを基本としています。
90	2.1の7 情報公開は、協議の実施(開催)を通知することか、協議内容を知らせるとのことか？	協議の開催日時と協議内容の両方が含まれます。
91	2.1の7 情報公開は、ステークホルダーとの協議の前に行う必要がある。	ご意見の通りです。
92	2.1の7 ステークホルダーとの協議後のコメント待ち時間は指示されるべき。その日程設定される基準を質問。スコーピング結果を情報公開しステークホルダーと協議しないと、次のステップに進めず工期に大きく影響する。	情報公開の日数は指示します。その日数は、相手国の基準を第一義に我が国の基準等を参照して、相手国と協議の上事前調査段階で決定します。情報公開やステークホルダーとの協議を行った後に次のステップに進みますが、情報公開の日数を織り込んだ工程を作成する必要があります。
93	2.1の8 「日本語及び英語」の後に、「当該国の公用語等」を挿入。 根拠 公用語または広く使用されている言語で訳しているのだから、ウェブサイト上での公開は用意のほうである。当該国としてあるのは、環境影響が予想されるのは相手国国内のみではないので、影響が予想される国の意味である。	JICAのウェブサイト上での情報公開は日本語と英語で行い、公用語あるいは広く使用されている言語の版については、相手国政府の努力により情報公開されるべきと考えます。
94	2.1の9 「相手国の公用語又は広く使用されている言語」の「又は」を「及び」に修正。 根拠 71番と同じ	「公用語又は広く使用されている言語」で対応が困難な場合は、個々に対応することが現実的と判断します。
95	2.1の9 「広く使用されている言語と地域の人々が理解できる様式」は良い。	ガイドラインに沿って実行いたします。
96	2.1の9 「情報公開を行う。」を「情報公開を行うと共に、その説明責任(確認責任)を負う。」に修正。 根拠 81番と同じ。	JICAが説明責任を果たすことは当然ですが、2.1では情報公開について相手国政府とJICAの役割を記載しています。
97	2.1の9 現地では、全ての人々が文字を読めるわけではない。その方々への配慮はどうなっているのか？	イメージを使うなど資料の作成や説明方法を工夫するなど相手国政府に働きかけます。
98	2.2 ステークホルダーとの協議の方法を記載する必要がある。	方法は関係者が会する協議を想定しています。
99	2.2 ステークホルダーとの協議は、報告だけではなくその目的を明示する必要がある。生計手段を失う住民が生じる可能性もあり、立ち止まって考えることが必要。	2.2の1に目的を記載しています。
100	2.2 ステークホルダーとの協議の導入により、予期できない様々な問題が生じ、プロジェクトや工程に障害をきたすケースが増える。十分な調査を行えるような工程とアサインと変化に対応できる体制が必要。	ステークホルダーとの協議は、環境社会配慮の実施に向けて重要です。状況に応じて必要な工程やアサインを検討します。
101	2.2 JICA、相手国の政府機関、ステークホルダー間に対立が生じた場合、協議の主体者を第三者機関とすることで協議を円滑に運営できる。第三者的役割を果たす人材の活用について検討を提案。	当該国に第三者機関の役割を果たす人材が存在する場合は、その活用を検討いたします。
102	2.2 プロジェクトにより被害を受けるであろう人々への心配りが重要であり、相手国が問題なしという報告をしても、自身の目で確かめながらプロジェクトを進めていくための手間や費用が予算に組み込まれるべき。	ステークホルダーとの協議や情報公開を行い、影響を受ける住民等の意見を計画に反映させます。
103	2.2 ステークホルダーのうち、特に影響住民の参加に対する配慮が弱い。カテゴリーに関わらず、すべての事業実施の場合においてステークホルダー、中でも影響を受けると考えられる住民の間で、十分な協議を実施することを義務付けるべきである。	ステークホルダーとの協議が重要であると認識しています。影響の度合いによって住民参加に対する要求は異なります。個別案件ごとに適切な参加を検討します。
104	2.2の1 委員会提言の通り、「JICAは、協力事業の主要な段階において、合理的な範囲内のできる限り・・・」に修正。	主要な段階は、2.2の4に記載されています。

No	意見	対応
105	2.2の2 「責任を持った発言」を削除、若しくは「責任能力に応じた説明責任を果たすことが」に修正。 根拠 25番と同じ。	他の関連する意見も参考に修正します。
106	2.2の2 「責任を持った発言を強く求められる」を「他のステークホルダーも、真摯な姿勢での発言が求められる」などに修正。 根拠 26番と同じ	26番と同じ。
107	2.2の2 「責任を持った発言を強く求められる」を「あわせてその他ステークホルダーは、真実を基にした発言が求められる。また、その他ステークホルダーは発言の責任を問われることはない」に修正。	他の関連する意見も参考に修正します。
108	2.2の4 ステークホルダーとの協議は、単に回数を3回とするだけでなく、一連のやり取りが必要。	回数を単に3回とするのではなく、ご意見の通り段階毎に一連の協議を行います。
109	2.2の4 協力事業のインテリムレポート作成時もステークホルダーの協議に含める。	インテリムレポート作成時とステークホルダーとの協議の時期は必ずしも一致するとは限りません。
110	2.2の4 委員会の提言通り、「環境社会配慮の概要検討時（協力事業のインテリムレポート作成時等）」、「協議の内容等については、対象プロジェクト全体についてのニーズや問題の把握について検討したり、代替案について検討したりすることも広く含める」、「JICAは、協力事業の主要な段階で、様々な意見・情報を考慮に入れるため、関係機関、必要に応じ、ステークホルダーからの情報提供を促進し、その結果を協力事業に反映させる。JICAは、必要に応じ、関係機関、大学・研究機関、NGO、地域住民等の意見を求める」を追加。	概要検討時がインテリムレポート作成時と一致するとは限りません。個々の協力事業の実情に応じてスケジュールを設定します。
111	2.3 予測に用いる科学的知見を一本化することが合意形成に向けた必要条件であり、その具体的手法として共同事実確認がF/Sの段階で有用と考えられる。	途上国は教育水準にばらつきがあり、科学的予測は一本化できてもその解釈は受け取る人によって大きな差が出ると考えます。情報公開する資料については、なるべく簡潔でわかりやすい表現にするよう工夫いたします。
112	2.3の1 「生態系」の前に、「地球温暖化」を挿入。	地球温暖化を含めます。
113	2.3の1 「人間の健康と安全及び自然環境(越境または地球規模の環境影響を含む。)」を「人間の健康と安全及び自然環境(越境を含む。)、地球環境」に修正。 根拠 31番と同じ。	地球環境は意味が広く、具体的な項目は案に記載されています。
114	2.3の1 非自発的住民移転については、” survey of the entitlements of displaced persons and the family details and involvement of capacity building organizations in the process so that their entitlements in resettlement are not lost” を追加。	非自発的住民移転の影響が生じる場合は、ご意見を参考にいたします。
115	2.3の1 影響の項目に事故が含まれることが不明。	事故を含めることは適切と考えます。
116	2.3の1 「貧困層や先住民族、女性、子供、高齢者、少数民族、難民・国内外の避難民、その他のマイノリティなど社会的な弱者については・・・」に修正。その他の、2.7の2、別紙の1の社会的な弱者を統一した表現とする。 根拠 社会的弱者の定義が文中でばらばらに使用されているため統一する必要がある。	表現は、各文脈に沿って使用されています。女性と子供は別途ジェンダー、子どもの権利で記載されています。包括的な表現が良いと判断します。
117	2.4 審査諮問委員の選定は、実質的な審査ができるよう工夫が必要。	実質的な審査をしていただけるよう、その分野の有識者を選定する予定です。

No	意見	対応
118	2.4 審査諮問機関が審査の機能を果たしていないように見受けられる。審査諮問機関によるTORの承認を義務付けるといった審査手続きは、環境社会配慮の質を確保し透明性を高める上で有益。また、審査諮問機関の役割に非拘束仲裁を盛り込む等、代替的紛争処理(ADR)機能を持たせることも今後の課題として検討要。	諮問する協力事業については、要請、事前調査、スコーピング、概要検討、最終報告書案の段階で、内容を審査・助言していただく予定です。仲裁機能については、現時点では想定していません。
119	2.4 JICAが審査諮問機関の助言を得るよりも、むしろ同機関はJICAの環境社会配慮について意見を述べるができることが適当。	審査諮問機関は、審査と助言の機能を果たします。
120	2.4 審査諮問機関の意見がJICAの意思決定に反映されなければならない。また、既存の作業監理委員会との役割分担を明確にする必要がある。審査諮問機関を構成する専門家の選考が構成で透明なプロセスで行われるようにしていただきたい。	審査諮問機関の意見はJICAの意思決定に反映されます。現行の作業監理委員会との役割分担は、2.4の4で示されています。委員の選考プロセスはご意見を踏まえて検討します。
121	2.4 委員会提言の通り、審査諮問機関と既存の作業監理委員会との役割分担を記述する必要がある。	2.4の4に関する記述があります。
122	2.4の2 「要請段階から」の後に、「事業終了時まで」を挿入。または「事業終了以後まで」を挿入。 根拠 事業終了時まで関与するべき。今後の審査の是非を判断するためにも、事業終了以後までが守備範囲としておくべき。	「事業終了時まで」を挿入します。
123	2.5 カテゴリ分類を行うにあたって、環境社会面の調査を行うのか？	カテゴリ分類のための調査は行いませんが、調査の進捗に応じてカテゴリ分類を見直します。
124	2.5 カテゴリ分類の判断基準をもう少し具体的にしておく必要がある。特にカテゴリAとBのボーダーラインは不明確。	具体的に記載することは、閾値ぎりぎりに規模を設定するなどの弊害が生じます。事業概要と立地環境から総合的に判断します。
125	2.5 カテゴリ分類で、ネガティブだけでなくポジティブなファクターも考慮して欲しい。	カテゴリ分類の際は、ネガティブなファクターを考慮の対象とし、複数案の検討段階ではポジティブなファクターも考慮いたします。
126	2.5 M/P調査段階のカテゴリ分類は困難、①全案件を対象に、事前調査段階でIEEレベルの調査を行いカテゴリ分類を行う、②事前調査段階で環境社会配慮の有無を2段階で分類し、本格調査では必要十分な環境社会配慮調査を実施し、プロジェクトの概要が定まる時点でカテゴリ分類を行う。	ご意見の考え方もありますが、複数案の事業特性や立地特性に基づきカテゴリ分類を行い、本格調査段階でIEEレベルの調査を行う予定です。
127	2.5の2 カテゴリAの環境や社会に重大な影響を与える可能性のあるプロジェクトはそもそも実施する必要がない。	ガイドラインは、プロジェクトの実施の可否につき言及しません。影響の程度に応じた手続きを定めています。
128	2.5の6 委員会提言の通り、「対象プロジェクトが複数のサブプロジェクトで構成される場合は、当該サブプロジェクトの総体(複合的、累積的影響)に対しスクリーニングを行う」に修正。	委員会提言を踏まえて包括的な表現としました。ご意見は反映されています。
129	2.6の3 「先進国」を「国々」に修正。 根拠 南南協力の発想で法令・基準やグッドプラクティスの交流が促進されるべき。	「先進国」に言及したのは、他のドナーの事例を参照するという意味です。
130	2.6の3 「先進国」を「環境破壊先進国」若しくは「高環境負荷国」に修正。 根拠 このような偏見に満ちた表現は、はなはだ遺憾である。いわゆる先進国は、環境影響側面、とりわけ地球環境に与える破局的要因の寄与度ではより加害国である。	環境破壊先進国、高環境負担国に修正する必要はないと考えます。
131	2.7の1 「特別な配慮が求められる。」を具体的に記載する必要がある。	例示を示すよう修正します。
132	2.7の1 「特に、紛争国や紛争地域、表現の自由などの基本的自由や法的救済を受ける権利が制限されている地域における協力事業では、特別な配慮が求められる」と、1.8の緊急時の措置は矛盾している。	2.7の1の紛争国や紛争地域で特別な配慮が求められる事業と、1.8の紛争後の復旧・復興支援などで環境社会配慮の手続きを実施する時間がないことが明らかな場合は、協力事業が異なると想定しています。

No	意見	対応
133	2.7の1 「平和と紛争」を明記する必要がある。抑圧を助長しないようにする必要がある。	紛争や抑圧を助長するODAは実施されないと理解しますが、紛争地域においては、情報公開やステークホルダーとの協議を慎重に進めます。
134	2.7の1 「開発援助が、被援助国・地域における紛争や軍事政権による住民への抑圧的な状況を助長しないよう、平和に与える影響への配慮に留意する。」を含める。委員会提言の「例えば、人々が自由な意見を表明することが困難な国・地域では、ステークホルダーの安全のため、情報提供者を匿名にすること、通訳をJICA側が確保することなどが考えられる」を残す。	紛争や抑圧を助長するODAは実施されないと理解しますが、紛争地域においては、情報公開やステークホルダーとの協議を慎重に進めます。
135	2.7の2 国際人権基準の範囲を明確にする必要がある。	国際人権基準は、世界人権宣言、国際人権規約、国連や地域的機構の作成した人権条約も含まれると解釈されます。JICAが法的拘束力のある条約につき判断を行うことは困難です。一方、人権侵害が起こらないよう、情報収集を行うとともにプロセスを透明にし、多様な方々の意見を取り入れます。
136	2.7の2 「女性、先住民族、マイノリティ」を「女性、子ども、老人、貧困層、少数民族、先住民族、マイノリティ」に修正。	社会的弱者を含んだ人権に配慮することは重要ですが、あらゆる方を例示することは現実的ではないと考えます。
137	2.7の2 人権基準の尊重義務が果たさず、環境社会配慮が確保できないと判断する場合に、事業中止を決定するとの措置以外に、機構自体の不履行責任をどのように果たすのか？	法的拘束力のある人権条約等の尊重義務の不履行についての判断をJICAが行うことは困難です。
138	2.7の2 人権基準の著しい違反行為を客観的に証明する手段としては、国連人権保障機構または人権機関による人権保障のモニタリング、個人通報や政府報告の審査結果などを想定しているのか？	人権基準の著しい違反行為についての判断をJICAが行うことは想定していません。
139	2.7の2 先住民族や女性の場合、「開発に関して先住民族が十分な情報を与えられ、自由な意志に基づく事前の合意という権利を尊重する」ことを明記する必要がある。	先住民族や女性に限らず人権侵害が起こらないよう、国別報告書などの情報収集を行うとともにプロセスを透明にし、多様な方々の意見を取り入れます。
140	2.7の2 国際的な人権規約と矛盾した国がある場合の対応はどうするのか？	人権規約と矛盾した国に対してODAが実施されるのか疑問ですが、もしODAが実施される場合の対応についてJICAが判断することは困難です。
141	2.7の2 対象地域の住民の人権の状況を正當に評価することは困難であり、一定の方法論を示すことが望ましい。	国や地域の人権の状況をJICAが正確に把握することは現実的に困難です。実務的には国別報告書や当該国の関係機関の情報を入手することや情報公開を行い多様な方々の意見を取り入れることを想定しています。
142	2.8の1 委員会提言の通り、「重大な環境社会影響が予想される際には、相手国政府において当該対象プロジェクトの環境影響評価が必ず実施されることを求める旨の提言を外務省に行うとともに、必要に応じ、個別事業の要請であっても代替案検討を含むより上位の調査に変更すること、事業への無償資金協力から開発調査に変更すること、影響住民との協議を十分行うこと、代替案の検討を十分行うことなどを採択の条件とすべき旨を外務省に提言する」を含めるべき。	委員会提言を踏まえて案を作成しました。採択の判断は政府が行います。
143	2.8の2と3 「外務省」を「日本政府」に修正。根拠 52番と同じ。	JICAは外務省宛に提言を行います。
144	2.9 環境社会審査を担当する部署は、相当な体制整備が求められる。十分な人員体制と専門性を備えた環境社会審査室の体制整備が必要。また、JICA内部やコンサルタント、相手国政府へ十分な説明を行い、ガイドラインの施行がスムーズに行われるよう準備を進めていく必要がある。	環境社会配慮審査担当部署の設置、事業部や在外事務所への要員の配置など、JICAの実施体制の整備と相手国政府や関係者へのガイドラインの説明に努力します。

No	意見	対応
145	2.9 「事業担当部局から独立した組織により」を「事業担当部局から独立し、第三者を構成員とする組織により」に修正。 根拠 構成員が第三者であることが、異議申し立ての対応を客観的、公平、公正に行うために必要かつ重要。	異議申し立てについては、実務的な面も含めて今後議論します。
146	2.9 「事業担当部局から独立し、かつJICA職員以外のメンバーを含む組織を、別途幅広い関係者の意見を聞いて設立し」に修正。 根拠 事業担当部局から独立していることとあわせ、構成員が第三者であることが異議申し立てへの対応を客観的、公平、公正に行うために必要かつ重要である。	異議申し立てについては、実務的な面も含めて今後議論します。
147	2.9 ガイドラインの適切な実施を確保するためには、人材、技術、権限と資金の裏づけを記載する必要がある。	実施体制の強化は、ガイドラインの施行後も充実に努めることとしています。
148	2.9 実施体制について、ガイドラインと不可分の文書としてパブリックコンサルテーションに提示すべき。特に、環境社会審査を行う部局がどこまで権限を持つのか、人員などの面でその権限行使できる体制をもてるのが重要である。	環境審査を行う部局の権限や人員体制については、JICA内で検討しています。
149	2.9 JICAの実施体制の強化が必要。	本部や在外事務所における実施体制を強化する予定です。
150	2.9 審査体制を充実させることが必須。社会面(非自発的移住・ジェンダー・先住民族など)の審査体制・影響への配慮、戦略的アセスメント(SEA)の更なる充実に努めることが必要。	審査体制の充実に努めます。また、社会的影響やSEAに詳しい方を諮問機関の委員とすることも検討します。
151	2.9 異議申し立てについては、住民を申立人の対象とする。	被害をこうむった住民は申立人の対象に含まれます。
152	2.9 「ガイドラインに遵守を確保する一環として、必要に応じて国内外の関係者に対する研修を行うとともに、別途定めるところ・・・」に修正。	普及は1.9で記載しています。
153	2.10の1 異議申し立て制度は、透明性を確保した議論が必要。	意見を踏まえて検討いたします。
154	2.10の1 異議申し立ての制度は、2004年4月1日以前に完了し、本ガイドライン施行と同時に発足、施行する必要がある。そうでなければ最初から骨抜き制度であり無責任である。	ガイドラインの作成と施行が同時期な為、異議申し立て制度は施行に間にあいませんでした。4月以降早急に制度を構築する予定です。
155	2.10の1 異議申し立て手続きの策定プロセスや時期についてもより具体的な何を示していただきたい。	案が出来た段階で、フォローアップ委員会で説明いたします。
156	2.10の1 委員会提言の通り、「可能な項目」を「可能な範囲」に修正。	範囲よりも項目の方が具体的だと判断します。
157	2.10の2 5年後の見直しの際に透明性を確保したプロセスで行う必要がある。	ご意見の通り、透明性を確保したプロセスで行います。
158	2.10の2 5年以内には必ず改定作業を行うべきである。 根拠 改定の目処を明記するべきである。	5年以内に包括的な検討を行って、改定の必要性を判断します。
159	2.10の2 ガイドラインは試験運用し、1サイクルが終わった1年～1年半後に見直しをかけ、必要な場合改訂が必要。また、実質的な作業は、JICA—相手国政府(=調査団)間で臨機応変に調整・協議を行うことが必要。	1年～1年半は短く、案の通り5年以内に包括的検討が適当と判断します。関係者間の調整・協議は行いますが、ガイドラインに沿った手続きを行います。
160	2.10の2 委員会提言の通り、「開発途上国の住民やNGO」とするべき。	開発途上国の住民を含めることは実務的に対応困難ですので、NGOなど住民の代表に当たる方々に参画していただきます。
161	2.10の3 調査研究として住民との協議に関する資料を作成する必要がある。	今後行う調査研究の中で、住民との協議も検討していきます。

No	意見	対応
162	2.10の3 委員会提言の通り、「協力事業実施の経験に基づいた環境社会配慮ガイドラインの運用上の課題や対応策(特に社会配慮やマスタープランに関連して)を調査研究し、本ガイドラインの見直しに反映させる。」を含める。	委員会提言を踏まえて記述しています。
163	3 環境のタスクに対する指示書の業務量が少ない。必要なM/Mと要員を指示書に反映する必要がある。	必要なM/Mと要員を配置すべく努めます。
164	3 スコーピングによって作成したTORには柔軟性を持たせ、新たに判明した事実について調査項目を増やせるようにする工夫が必要。	ご意見の通りです。
165	3 要請書が提出された時点からが対象となっていますが、それ以前に環境社会配慮に関連した事項を確認する必要がある。	関連情報の確認に努めますが、ガイドラインの範囲としては要請書が提出された以降とします。
166	3.1、3.2.2、3.3.2、3.4.2.1、3.4.2.2、3.4.2.3、3.4.2.4、3.5.1、3.6.1 「外務省」を「日本政府」に修正。 根拠 52番と同じ。	担当は外務省であり、日本政府に修正する必要はないと思います。
167	3.1の1 「環境社会配慮の観点を十分に考慮して意思決定し」に修正。	JICA全体の意思決定には、環境社会配慮以外の観点も含まれますが、本ガイドラインの範囲は環境社会配慮を対象にしています。
168	3.1の3 委員会提言の通り「このような情報公開の実施が案件採択の条件であることについて、要請受付段階において相手国政府に対して説明しておく必要がある」を追加。	案件採択の条件にJICAが言及することは適切ではありません。
169	3.1の4 委員会提言の通り、「外務省に提言した内容(開発ニーズ、環境社会影響、調査及び事業の実施段階での政治・社会状況への配慮、住民参加と情報公開についてのJICAの分析及び見解、採択の可否やその条件など要請案件への支援に対するJICAの見解及びその根拠を含む)についての情報公開を行う。」を追加。	括弧に記載された内容は、JICAが言及することが適当でない項目も含まれています。要請確認段階で入手した情報をもとに環境社会面の視点から提言を行います。
170	3.2.1の3 「JICAは、カテゴリAの調査については、現地踏査及びステークホルダーからの情報・意見の聞き取りを行い、ステークホルダー分析としてその結果をTOR案に反映させる。」に修正。 根拠 TORの一部としてステークホルダー分析を明示的に盛り込ませる方がTORの質を確保する上で望ましい。	ステークホルダー分析は、協議に参加すべきステークホルダーを特定する上で有益な方法だと考えられます。必要と判断する場合は、TOR案に反映させます。
171	3.2.1の3 「現地踏査及びステークホルダーからの情報・意見の聞き取りを行い、情報公開を行った上で、ステークホルダーとの協議を行い、その結果を・・・」に修正	事前調査は、本格調査前であり、事前に十分な時間的余裕を持って情報公開を行い、ステークホルダーとの協議を行うには準備が整わないと判断します。
172	3.2.3の4 SEAには環境面だけでなく設計や積算・経済専門家も必要です。代替案作成のために必要なアサインの確保が必要。	SEAに必要な要員の配置を検討します。
173	3.2.3の4 「必要性や実施可能性をかんがみ戦略的環境アセスメントの考え方を踏まえたものとする」に修正。	戦略的環境アセスメントの考え方や方法は、まだ定まったものはないと理解しており、案の通り「反映させるよう努力する」とします。
174	3.2.3の5 委員会提言の通り「適宜、調査の過程で作成するインテリムレポート等各種レポートに反映する」に修正。	調査結果は、インテリムレポート以外にも反映されます。
175	3.2.3の6 委員会提言の通り、A案件とB案件を区別して記述するべきではない。	A案件とB案件は影響の程度が異なりますので、その対応も異なると判断します。
176	3.3.1の3 「現地踏査及びステークホルダーからの情報・意見の聞き取りを行い、情報公開を行った上で、ステークホルダーとの協議を行い、その結果を・・・」に修正	事前調査は、本格調査前であり、事前に十分な時間的余裕を持って情報公開を行い、ステークホルダーとの協議を行うには準備が整わないと判断します。

No	意見	対応
177	3.3.2の1 委員会提言の通り、「実施内容と体制について相手国政府と合意できた協力事業について」を挿入。	3.3.1の記述に実施内容と体制は含まれています。
178	3.3.2の2 委員会提言の通り、「環境社会配慮に関連する情報(事前調査報告書の関連部分を含む)を公開する」に修正。	S/W署名時点での情報ですので、括弧書きの内容は含まれています。
179	3.3.3.1の4 委員会提言の通り、「必要性や実施可能性をかんがみ戦略的環境アセスメントの考え方を踏まえたものとする」を含める。	フィージビリティ調査は、事業アセスメントの段階に相当すると判断します。
180	3.3.3.1の5 委員会提言の通り、「環境モニタリング計画(必要に応じ、環境管理計画)等を検討する。」「インテリムレポート等各種レポートに反映させる。」に修正。	提言を踏まえた記載としています。調査結果はインテリムレポート以外にも反映されます。
181	3.3.3.2の4 委員会提言の通り、「必要性や実施可能性をかんがみ戦略的環境アセスメントの考え方を踏まえたものとする」を含める。	フィージビリティ調査は、事業アセスメントの段階に相当すると判断します。
182	3.3.3.2の7 委員会提言の通り、「同案を情報公開するとともに、ステークホルダーとの協議を行い、その結果を協力事業の最終報告書に反映させる。」に修正。	カテゴリBの場合は、必要に応じてステークホルダーとの協議と情報公開を行います。
183	3.3.3.2の9 「JICAは必要に応じて、情報公開するとともに、ステークホルダーとの協議を行う。」に修正。	意見を参考に修正します。
184	3.4.1 連携D/Dに係る情報公開の場合、相手国政府に土地投機、用地の占有、入札の公平性の阻害、事業の遅延や中止といった不利益が発生する恐れがある。については、事前調査、S/Wの署名、本格調査の際の情報を公開においては、相手国政府の意見を聴取の上公開することを検討願いたい。	JICAは積極的な情報公開に努めますが、相手国政府や関係機関に不利益が発生する恐れがある場合は、相手国や関係機関の意見の聴取や関係する法律を踏まえて情報公開する内容を決定いたします。
185	3.4.1 連携D/DでJICAとJBICの判断が異なる場合(カテゴリ分類、連携D/Dの事前調査、フォローアップ)の対応を検討する必要がある。	連携D/Dは、JBICガイドラインのモニタリングが適用されていると判断しており、JBICの判断を尊重します。フォローアップは、審査段階以前で行いますので、連携D/Dの実施後のフォローアップは想定していません。
186	3.4.1 連携D/Dは、エンジニアリング部分の詳細調査を中心としながらも、ソフトコンポーネントや環境配慮に関する調査も必要に応じ含めることが出来るとの理解であるが、確認したい。	F/S段階で実施するような環境社会配慮調査は想定していませんが、設計が詳細になるのに伴って必要となる環境社会配慮に関連する調査とソフトコンポーネントの検討は含まれます。
187	3.4.1.3の4と3.4.2.4の5 「入札に影響を及ぼさない範囲で」を削除。 根拠 情報公開の目的、趣旨からすれば、原則すべて開示すべき。	相手国政府に不利益が発生する恐れがある場合は、相手国政府や関係機関の意見の聴取や関係する法律を踏まえて情報公開する内容を決定します。
188	3.4.1.3の4と3.4.2.4の5 原則開示が出来ない場合は、「入札に影響を及ぼさない範囲で」を「最終報告書は、入札価格を予測できる記述内容のある部分を除き、公開する。公開の対象には、社会配慮に関する部分を含む。」に修正。	相手国政府に不利益が発生する恐れがある場合は、相手国政府や関係機関の意見の聴取や関係する法律を踏まえて情報公開する内容を決定します。
189	3.4.1.3の4と3.4.2.4の5 「入札行為に影響を及ぼす範囲」が削除できない場合は、「入札が終了すれば詳細設計調査の最終報告書が公開される」という文言を最低限明記すべき。	入札が終了したものは情報公開しています。
190	3.4.1.3の4と3.4.2.4の5 入札が終わったものについては、入札行為に関する部分を含め、最終報告書のすべてを開示することを明示。また、入札行為が終わった過去の案件について最終報告書を公開することに問題は無いはず。	入札が終了したものは情報公開しています。
191	3.4.1.3の4 委員会提言の通り、「入札行為に影響を及ぼさない範囲で」を削除し、「最終報告書は、外務省への提言内容を含めて速やかに」に修正。	相手国政府に不利益が発生する恐れがある場合は、相手国政府や関係機関の意見の聴取や関係する法律を踏まえて情報公開する内容を決定します。また、外務省への提言は、適切な対応が困難と判断される場合に行います。

No	意見	対応
192	3.4.2 連携D/D以外のD/Dの説明の中に、「JBICガイドラインを参考に審査する」との記載があるが、JBICガイドラインに言及する理由が不明であり、検討が必要。	連携D/Dと同様な審査プロセスが必要ですので、JBICガイドラインを参考に審査することを想定しています。
193	3.5.1 カテゴリAと分類された案件で、十分な環境影響評価がない場合、できる限り早く環境社会配慮に関する調査を行い、早急に基本設計につなげることが重要。	時間の制約はありますが、カテゴリAとなった場合は開発調査等のスキームを用いて必要な環境社会配慮調査を行います。
194	3.5.1 開発調査が無償資金協力の回されることが考えられるが、開発調査を新ガイドラインに基づいてやり直させるだけの意志がJICAにあるのか疑問。なし崩し的に質の悪い開発調査に基づいて基本設計調査に入ってしまった場合、新ガイドラインには基本設計調査中の環境社会配慮がまったく記述されていないので、ガイドラインの実効性に疑問がもたれる懸念がある。JICAの考えを明らかにして欲しい。	開発調査が済んだ案件が無償資金協力の要請となる場合でもガイドラインの3.5の手続きを行います。不十分な質の開発調査と判断される場合は、ケースバイケースに開発調査に戻すことや無償資金協力の予備調査で対応することを検討します。
195	3.6.3 委員会提言の通り、「JICAにより派遣される専門家は、本ガイドラインの理念に基づき、相手国政府の環境社会配慮の支援を行う。職掌の範囲内の事項については、本ガイドラインの関連部分を遵守し、相手国政府への助言や協力を行う」を追加。	専門家については、1.5の10に提言を踏まえて記載しています。
196	3.7 F/S調査が実施された後、JBICなどのローンがつく前でもより詳細な環境調査が必要となるケースがある。JICAのスキームでも支援することを検討すべき。	JBICとの連携D/Dでは設計が詳細になるのに従って必要となる環境面での調査は行います。
197	3.7の2 委員会提言の通り、「対象プロジェクトの現地環境影響評価、代替案の検討」を含めるべき。	意見を参考に修正します。
198	3.7の3 文末に「また、その環境社会影響や問題の大きさに応じて、必要な措置をとるよう助言や提言を行う。」を追加。 根拠 問題を把握しただけでは何の解決にもならない。予期せぬ状況が起こりうるほど、審査能力の欠如を物語るものはない。指摘の有無にかかわらず、審査性能の責任を負うべきである。主体性があるならば。	協力終了後の具体的な対処は、その段階の責任主体が行うのが原則ですが、必要な場合は問題の把握に努めます。
199	3.7の3 「生じたなどの指摘がなされた場合は、JICAは必要な場合は」を「生じる可能性を予測し、JICAは、必要に応じて」に修正。 根拠 198と同じ。	事業化後予期せぬ環境社会影響が生じた場合を想定した文章です。
200	別紙1基本的事項3 「特に影響が大きいと思われる」をわかりやすく記述したほうが良い。	閾値を記載することによる弊害もあるので、案の記述が適当と考えます。
201	別紙1 環境社会配慮の対象範囲の1の「人間の健康と安全及び自然環境(越境のまたは地球規模の環境影響を含む)」を「人間の健康と安全及び自然環境(越境を含む)、地球環境」に修正。 根拠 31番と同じ。	地球環境は範囲が広く、案が適当と判断します。

No	意見	対応
202	別紙1 先住民族に「先住民族等が当該地域の自然環境の維持若しくは、より多様な生態的環境創造に果たしてきた役割とその自然環境の価値を再認識及びその消失に伴う十分な検討がなされることなしに、合意形成されないよう努めなければならない」を追加。 根拠 人為的な関与が特殊な生態環境を維持していたり、ある種の生物群の系統維持により重要な役割を果たしてきたことは、広く知られている。しかし、このような人為的関与の消失が、生態系に与える影響は長期的で、かつ立証困難である。先住民の諸権利だけからこのように維持されてきた自然生態系の価値を判断されると、人類全体にとっても、当該先住民族等にとっても不当な評価である。	JICAの協力対象国全体に対する要件であり、包括的に表現することが適切です。また、ご意見の趣旨は案文に含まれていると考えます。
203	別紙1 先住民族の「土地及び資源に関する先住民族の諸権利」を「土地及び資源に関する権利を含む独自の権利の享受への影響」に修正。また、「十分な情報に基づいて先住民族の合意が得られるよう努めなければならない。」を「事前に十分な情報に基づいた自由な同意を、関係する先住民族から得るべきである。」に修正。	同上。
204	別紙1のモニタリング 「望ましい」ではなく義務化する必要がある。	モニタリングが制度化されていない国もあり、「望ましい」が適切と判断します。
205	別紙2の1 セクターに(15)宇宙開発を追加。 根拠 地球上の施設や運用時大気等に与える影響のほか、プロジェクト自身が不可避で破局的な影響を与える可能性がある。	宇宙開発はJICAの協力対象外と判断されます。
206	別紙2の1 セクターに漁業を追加。 根拠 JICAの協力案件には漁業も含まれている。	水産業を追加します。
207	別紙2の2に(5)大規模な流域系の変更、(6)大規模な単一樹種植栽・植林、(7)大規模な海底開発・海底資源開発を追加。 根拠 (5)は土壌水分環境や生態系に多大な影響が、(6)は土壌の劣化や乾燥化が、(7)は海流や改定の生態系に影響が予想される。	セクターの流域系の変更や植林は、(5)河川・砂防と(13)林業でカバーされています。大規模な海底開発がJICAの協力対象となることは想定しがたいと判断します。
208	別紙2の2 影響を及ぼしやすい特性の大規模の判断根拠を明確にする必要がある。	大規模の判断は、国ごとに判断が異なりますので、相手国の関係する基準や他ドナーの類似事例を参考に、個々の事業毎に判断します。
209	別紙2の3 影響を受けやすい地域に「大規模な寒冷・凍結地域の開発」を追加。 根拠 寒冷・凍結地域では、回復不可能な生態系の破壊が予測され、また、凍結・凍土の下層の状態変化も多大な影響が予測される。	ご指摘の地域は、生態学的に重要な生息地に該当すると判断します。
210	別紙2の3 社会環境に、「スラム等、不法居住者や貧困層が住民の多くを占める地域」を追加。 根拠 こうした地域は、元々、様々な環境変化の影響を強く受ける立地条件にあることも多く、そこに暮らす人々も環境変化への対応能力という点で特別な配慮が必要。	不法居住者や貧困層はステークホルダーと想定されますが、多くを占める地域は影響を受けやすい地域とは違うと判断します。
211	別紙2の3 「国立公園、国指定・・・及びそれに準じる地域」に修正。	ご意見を参考に修正します。
212	別紙3の質問6 環境社会影響を及ぼさないプロジェクトは存在するの？	どのような活動であれ、人間活動には何らかの環境社会影響が伴いますが、影響の程度は規模や立地によって異なります。人材育成などのソフト分野のプロジェクトの場合は、ネガティブな影響がほとんどないカテゴリCになると判断します。
213	別紙3の質問1 住所を所在地とし、土地利用の状況等プロジェクトサイトの記述と地図の添付を求める。	意見を参考に修正します。

No	意見	対応
214	別紙3の質問2と15 プロジェクトが社会環境に及ぼす影響は、プロジェクトの種類、規模、立地条件等に大きく依存するため、これらの情報を確実に入手する必要がある。	情報を入手する目的で、別紙3スクリーニング様式を使用します。
215	別紙3の質問9 高齢者と難民・避難民、その他のマイノリティを挿入。	マイノリティに配慮することは重要ですが、ありとあらゆる方を項目に含めることは、現実的ではありませんので、その他の欄を追加いたします
216	英語版の表現をレビューする必要がある。	英語版の見直しを行います。